（様式２）

１４ページ以内でご記入下さい。

※提出時に本赤枠と様式中の青文字を削除してください。黒文字は削除しないでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号  ※記載不要 |  |

令和５年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金

（我が国企業によるインフラ海外展開促進調査：三次公募）提案書

※各項目(○．、○－○、○－○－○)の項目名を変えることなく、項目に沿って記載ください。

|  |
| --- |
| １．法人名 |
| ＊共同申請の場合、他の構成員となる企業・団体名も記入してください。  ＊公表可能な英語名称も記入してください  日本語名称：  英語名称： |
| ２．事業名称 |
| ＊事業内容を簡潔に示す名称を記載してください。  ＊○○○国は、３.事業対象国の記載に揃えてください。  ＊○○○国の後に、全角で／を入れてください。  ＊個別の商品名、商標名、ブランド名等は避けてください。  ＊FS事業の場合は語尾を「調査事業」、実証事業の場合は語尾を「実証事業」としてください。  ○○○国／□□□調査事業or□□□実証事業 |
| ３．事業対象国 |
| ＊事業実施期間中に実際にFS調査又は実証事業を実施する国名を記載してください。  　（将来的な展開を想定している国名は記載しないこと。）  ＊国名の表記は外務省の以下のページの記載と一致させること。  https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html  ＊調査対象となるビジネスモデルに一体性があれば、複数国を対象とした調査も可能です。 |
| ４．事業形態 |
| ＊該当する事業形態の□を■にしてください。  □FS事業　・　□ 実証事業 |
| ５．事業類型 |
| ＊該当する事業類型の□を■にして、それぞれについて当てはまる理由を記載してください。（複数選択可）様式２別添１は最も当てはまると思う類型のフォーマットで作成してください。  　□類型１：我が国のイノベーション創出につながる共創型  　　（理由）  　　　・・・  　□類型２：日本の高度技術海外展開型  　　（理由）  　　　・・・  　□類型３：サプライチェーン強靱化型  　　（理由）  　　　・・・ |
| ６．事業概要・分野 |
| ６－１．事業概要  ＊２００文字程度で、事業の目的及び調査の概要を記載してください。  　６－２．事業分野  　＊提案事業が該当すると考えられる分野について、以下の１０分野より選択してください。  　①リサイクル、②鉄道、③交通、④物流、⑤スマートシティ、⑥工業団地、⑦情報通信、⑧医療、⑨水、⑩電力、⑪その他（①～⑩に該当しない場合はその分野を記載） |
| ７．事業内容・実施方法等 |
| ７－１．事業内容  ７－１－１．目的  　・・・  ７－１－２．実施内容  　・・・  ＊７－１－１及び７－１－２は、原則、採択決定後に提出いただく交付申請書にそのまま転記しますので、両者合わせ２枚以内を目途に、端的に記載してください。  ＊背景、課題、説明に使用する図表や写真等、詳細は添付書類としてください。  ７－２．実施方法  　・・・  ＊実施にあたり、相手国側の要請や関心の高さが確認できるものがあれば、そのコピーを添付書類としてください。  　・・・ |
| ８．本事業のスケジュール |
| ＊線表などで、７．の内容を月別に示してください。  ＊本事業実施期間は交付決定日から２０２６年２月２８日までとなりますので、期間内で実施するスケジュールとしてください。  ・・・・ |
| ９．本事業実施後の受注や事業化に向けた取組 |
| ９－１．本事業実施後の受注や事業化までの取組・スケジュール  　・・・  ＊本事業によるＦＳ・実証の終了から事業化に至るビジネスプランを記載してください。  ＊本事業終了後の相手国政府への提案や資金調達等の方策があれば具体的に記載してください。  ９－２．本事業が対象とするプロジェクトの実施により想定される受注の規模（金額）、事業化後の総収入額  ＊複数国・地域への展開可能性及び想定される事業規模についても記載してください。  ＊想定される日本企業への波及効果についても記載してください。  　・・・  ９－３．本事業における補助金の必要性  　・・・  ＊本補助金の受給が出来ない場合の実施困難性や補助金の受給によって特に得られるメリット等があれば記載してください。 |
| １０．期待される成果・効果等 |
| ＊該当する項目のみ、記載してください  １０－１．費用対効果が高いか（受注や事業化した場合に見込まれる本邦または第三国からの輸出または投資額と、本事業で支援する費用との比較）。  　　・・・  １０－２．日本企業への波及効果、複数国・地域への展開可能性が高いか。  　　・・・  １０－３．その他、国の補助事業として実施する政策的意義（相手国政府における政策との整合性や政府間協力枠組みとの関係等）  　　・・・ |
| １１．事業類型に紐づく期待される成果・効果 |
| ＊本事業終了後、５年以内にどのような成果や効果が見込めるか、募集要領「８．審査・採択について（２）審査基準⑧」の事業成果のKPI例を参考に、５．で選択した事業類型について、該当する項目のみ、定量的に設定・記載してください。  類型１：我が国のイノベーション創出につながる共創型  　　・・・  類型２：日本の高度技術海外展開型  　　・・・  　類型３：サプライチェーン強靱化型  　　・・・ |
| １２．本応募に類似した過去の事業の実績 |
| ＊該当する項目のみ、記載してください  １２－１．公的機関の委託費や補助金により実施した類似の事業の名称､実施年度､その概要､その事業実施後の受注や事業化の状況、受注や事業化に至っていない場合の理由  　・・・  １２－２．過去に実施した類似の自主事業の名称、実施年度、その事業の概要、その事業実施後の受注や事業化の状況、受注や事業化に至っていない場合の理由  　・・・ |
| １３．実施体制 |
| １３－１．体制図（外注や再委託、協力先などを含む）  ＊国内中小・スタートアップ企業が体制図に入っている場合は、その旨を明記してください。  　・・・  １３－２．実施責任者略歴  ＊実施責任者の略歴を記載してください。  　・・・  １３－３．研究員数等及び実施者の氏名と本事業における業務内容  ＊様式２別添４に記載してください。  　・・・様式２別添４に記載  １３－４．外注、再委託、協力等の内容  １３－４－１．内容  　　・・・外注、再委託、または他企業の協力等を予定している場合には、その内容を記載してください。補助金総額に対する委託・外注費の合計の割合が４０％を超える場合は、相当な理由がわかる内容（「委託・外注費の額の割合が４０％を超える理由書」（様式２別添３））を提出すること。  ※グループ企業(補助事業事務処理マニュアル３４ページに記載のグループ企業をいう。)との取引であることのみを選定理由とする委託、外注（再委託及びそれ以下の委託を含む）は認めない。  ※共同申請の場合、幹事法人・共同申請者のそれぞれで比率を出さず、事業全体の金額比率で算出を行うこと。  １３－４－２．専門性を有する企業等の具体的な専門性  　　・・・専門性を有する企業等と体制を構築する場合には、その専門性を詳細に記載してください  １３－４－３．申請者現地法人の概要（活動内容及び人員数など）や本事業における役割  　　・・・申請者現地法人が体制図に入っている場合は、概要（活動内容及び人員数など）や本事業における役割など記載してください。 |
| １４．経済産業省や中央省庁担当課との連携 |
| １４－１．中央省庁担当課・担当者  ＊経済産業省や他の中央省庁と本事業について既に議論・相談をしている場合は、その部署の名前と担当者、連絡先（メールアドレス）を記載してください。複数の課室を記載いただいても差し支えありません。  ＊経済産業省や中央省庁以外の独立行政法人や団体の部署名・担当者名・連絡先は記載しないでください。  部署名：○○○局○○○課・室  担当者名：  連絡先（メールアドレス）：  １４－２．上記担当課の本事業への評価  ＊上記担当課、担当者の評価等のコメントが得られている場合は、１，２行で簡潔に記載してください。当該項目は、記入が必至ではなく、採点に影響しません。応募者が把握している範囲で記載してください。  ・・・・ |
| １５．補助金申請額 |
| 補助金申請額（補助対象経費に補助率をかけた額）：●●●円  ＊公募申請時点での見込みを記載ください（実際の交付申請額は、採択後、事務局と調整した上で決定することとなります）。  ＊共同申請の場合は、全体金額の他に企業毎の金額を記載してください。  例：補助金申請額：●●●円（共同申請の全体金額）  ・A社（申請者（幹事法人））：●●円  ・B社（共同申請者）：●●円  ・C社（共同申請者）：●●円  ＊積算については、以下のリンク先に掲載している事務処理マニュアル等の書類を十分に確認した上で、記載してください。  <https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html>  ※様式２別添２ に補助金申請額に係る積算内訳、資金計画を記載し提出してください。 |
| １６．賃金引き上げ計画を有しているか。 |
| ＊申請者（共同申請においては幹事法人）において、令和６年以降に開始する申請者の事業年度（あるいは暦年）において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を［大企業：３％、中小企業：１．５％］以上増加させる旨を従業員に表明している場合は、□を■にしてください。また様式５「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出してください。中小企業の場合は、前年度の法人税申告書別表１の提出も必要です。  □従業員への賃金引き上げ計画を表明している。 |
| １７．ワーク・ライフ・バランスの取組 |
| ＊女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況  ＊女性活躍推進法第８条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限  る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）  ＊申請者（共同申請においては幹事法人）において、以下の□のうち、該当するものを■にするとともに、認定書など証拠書類の写し等を添付してください。なお、認定申請中は、認定とは認められませんので記載不要です。  ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）  　□１段階目（※１）　□２段階目（※１）　□３段階目（※１）　□プラチナえるぼし  　□行動計画（※２）  ※１　労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。  ※２　常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。  ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）  　□くるみん（平成29年３月31日までの基準）  　□トライくるみん  　□くるみん（平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準）  　□くるみん（令和４年４月１日以降の基準）  　□プラチナくるみん  ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定  　□ユースエール認定  ※複数認定等に該当する場合には最高点を加点する。 |
| １８．J-Startup認定企業 |
| ＊申請者において、J-Startup認定企業である場合は、□を■にしてください。共同申請の場合は、該当する全ての企業名を記載してください。  □J-Startup認定企業である。  企業名： |
| １９．J-StarX（起業家等の海外派遣事業） |
| ＊申請者において、J-StarX（起業家等の海外派遣事業）において、採択され、海外に派遣された経験がある場合は、□を■にしてください。共同申請の場合は、該当する全ての企業名を記載してください。  □J-StarXで採択され、海外に派遣された経験がある。  企業名： |
| ２０．IPEF（インド太平洋経済枠組み）関連事業 |
| ＊申請者において、IPEF（インド太平洋経済枠組み）のサプライチェーン協定やクリーン経済協定の取組に関連する事業※である場合は、□を■にして、その理由を記載してください。  ※ＩＰＥＦ（インド太平洋経済枠組み）のサプライチェーン協定やクリーン経済協定の取組に関連する事業とは、IPEF参加国で行われる又は参加国のサプライチェーン及びクリーン経済に貢献すると見込まれ、かつ事業化した際に見込まれる成果が以下のどちらかに当てはまるものであること  ・供給源の多角化や共同研究開発の円滑化、サプライチェーン途絶時の連携強化等、平時・緊急時のサプライチェーンを強靱化するための取組を推進するもの  ・エネルギー安全保障の確保やクリーンエネルギーへの移行を推進するもの  ※サプライチェーン協定：  https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100549380.pdf（概要）  ※クリーン経済協定：https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100637136.pdf（概要）  　□IPEF関連事業である。  　（該当する理由）  　・・・ |
| ２１．アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）関連事業 |
| ＊AZECは、各国の事情に応じた多様な道筋によって、経済成長とエネルギー安全保障を確保しつつ、エネルギー移行を目指す日本、豪州、ASEAN（ミャンマーを除く）との間におけるプラットフォーム。  ＊AZECの下でアジアの脱炭素化の実現に資する案件のうち、特に重要な事業とは、以下の（１）に該当【要件１】し、（２）から（４）のいずれか１つ以上に該当【要件２】し、さらに（５）から（８）のいずれか２つ以上に該当【要件３】する事業をいう。  【要件１】以下に該当する場合は、□を■にして、その理由を記載してください。  □（１）相手国のエネルギー移行に資する技術  （該当する理由）  　　・・・  【要件２】以下に該当する場合は、□を■にして、その理由を記載してください。  □（２）2023年12月、第1回AZEC 首脳会合の共同声明※３に記載される技術  □（３）2024年8月、第2回AZEC 閣僚会合の共同声明※４に記載される技術  □（４）2024年9月、第2回AZEC 首脳会合の共同声明および付属文書※５に記載される技術または取組  ※３：AZEC首脳共同声明：  https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231218004/20231218004-2.pdf  ※４：第2回AZEC 閣僚共同声明：  https://www.meti.go.jp/press/2024/08/20240821001/20240821001-1-1r.pdf  ※５：第2回AZEC 首脳共同声明および付属文書：  https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100737978.pdf  （該当する理由）  　　・・・  【要件３】以下に該当する場合は、□を■にして、その理由を記載してください。（２つ以上該当すること。）  □（５）第2回AZEC閣僚会合の共同声明の添付文書：AZECセクター別イニシアティブ※６に記載される協力可能分野に資する事業  ※６：第2回AZEC閣僚会合のAZECセクター別イニシアティブ：  https://www.meti.go.jp/press/2024/08/20240821001/20240821001-2-1r.pdf  □（６）相手国のパートナー機関や企業との間で合意がある技術の事業  □（７）制度面の対応を含む事業  　　政府機関名：必ずご記入ください。  担当部署名：必ずご記入ください。  改正する制度名：必ずご記入ください。  □（８）実証後の実装化に向けてファイナンス組成の見込みが立っている事業  （該当する理由）  　　・・・ |
| ２２．日印産業共創イニシアティブに該当するか。 |
| ＊申請者において、日印産業共創イニシアティブ※に該当する場合は、□を■にして、その理由を記載してください。  ※日印産業共創イニシアティブ：  <https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230721005/20230721005-a.pdf>  □日印産業共創イニシアティブに該当する。  　　（該当する理由）  　・・・ |
| ２３．中南米外交イニシアティブに該当するか。 |
| ＊申請者において、中南米外交イニシアティブに該当する場合は、□を■にして、その理由を記載してください。  ※中南米外交イニシアティブ：https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100628870.pdf  □中南米外交イニシアティブに該当する。  　　（該当する理由）  　・・・ |
| ２４．太平洋島嶼国関連事業 |
| ＊申請者において、以下のいずれかに該当する場合は、□を■にして、その理由を記載してください。    □「第10回太平洋・島サミット（PALM10）日本・PIF 首脳宣言、共同行動計画」  に該当する。  ※第10回太平洋・島サミット（PALM10）日本・PIF 首脳宣言（仮訳）：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100702610.pdf>  ※第10回太平洋・島サミット（PALM10）共同行動計画（仮訳）：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100702612.pdf>  　　（該当する理由）  　・・・  □「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」に該当する。  ※ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略：<https://forumsec.org/2050>  　　（該当する理由）  　・・・ |
| ２５．特定重要物資に関する物資であるか。 |
| ＊類型３を選択した事業者のみ記載してください。  ＊当該事業で取り扱う物資について、特定重要物資※に関する物資である場合は、□を■にするとともに、特定重要物資に関する物資であることを示す文書の写し等を添付してください。  ※特定重要物資とは、2022年12月時点の「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された特定重要物資を指す。それぞれの物資の品目は「安定供給確保を図るための取組方針」で支援対象に指定されたものとして、支援対象が変更された場合は適宜修正を行う。  □特定重要物資に関する物資である。  　特定重要物資名： |
| ２６．強靱で持続可能なサプライチェーン構築の取組 |
| ＊申請者（共同申請においては幹事法人）（実証事業のみ対象）において、様式６「強靱で持続可能なサプライチェーン構築の取組」の提出をもって、強靱で持続可能なサプライチェーン構築に取り組むように努めるものとする。また、本補助金における「強靱で持続可能なサプライチェーン構築に取り組む」という趣旨を踏まえて、補助事業者は、実証事業の期間中に、持続可能な調達のガイドラインを自社で策定することを努力義務とする。持続可能な調達のガイドラインの策定に際して、補助事業者は、経済産業省グローバルサウス・サプライチェーン相談窓口に相談することを可能とする。なお、補助事業者の強靱で持続可能なサプライチェーン構築の取組状況は、事務局取りまとめの上、一般に公表する場合がある。さらに、案件が採択された場合、交付決定日から半年以内に、実証するビジネスモデルにおいて用いられる機器・製品を構成する特定重要物資（※）に係る以下（1）～（4）（募集要領８.審査・採択について（２）審査基準㉗参照）について、様式６別添「強靱で持続可能なサプライチェーンに関する情報」の様式に従い、把握できる限り報告することを努力目標とする。  　□強靱で持続可能なサプライチェーン構築の取組を行っている。 |

※上記の提案書とは別に、提案内容についての補足資料（写真やスキーム図等）を必要に応じて添付して下さい。（添付資料は原則Ａ４サイズとしてください）。

様式２別添１ 事業概要

　※事業名、事業費総額、事業の内容、事業の実施体制図、将来の受注や事業化時のイメージ等について別添フォーマットのとおり該当類型に応じたシートを使用して**パワーポイント１枚にまとめ、ＰＤＦ化して提出して下さい**。複数の類型に当てはまる場合は、最も当てはまると思う類型のフォーマットのみ提出してください。

注：記載した内容は画像も含め、経産省・事務局において作成する対外公表資料として使用する場合があります。